

○中国地方整備局告示第三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

中国地方整備局長 多田 智

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 一級河川千代川水系ツツミ谷川砂防堰堤工事（鳥取県八頭郡八頭町岩  
渕字古市場地内から同町岩渕字堤谷地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 鳥取県八頭郡八頭町岩渕字古市場、字堤谷、字竹部、字大木林、字ユ  
ヅリ葉ヶ谷及び字段方山地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県八頭郡八頭町岩渕字古市場地内から同町岩渕字堤谷地内における一級河川千代川水系ツツミ谷川砂防堰堤工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第 3 条第 3 号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である鳥取県は、既に本件事業を開始していること、起業地は砂防法第 2 条の規定により平成 28 年 3 月 8 日付け国土交通省告示第 479 号において砂防設備を要する土地に指定されていること、同法第 5 条の規定により都道府県知事は砂防設備の工事を施行する義務を有するとされていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川千代川水系ツツミ谷川（以下「本溪流」という。）は、鳥取県八頭郡八頭町岩渕地内に存する延長 0.7 km、流域面積 0.19 km<sup>2</sup>の溪流であり、下流域には人家、

耕地、幹線道路等が存在している。

本溪流が存する鳥取県東部地域は、平成 19 年 8 月の集中豪雨によって、土石流により 10 か所の土砂災害が発生し、八頭町においても 2 か所で土砂災害が発生している。

また、本溪流の流域内は不安定な土砂や立木を多く含み、尾根部では急勾配な斜面になること、地山の小崩落跡が随所に確認されていることなどから、豪雨時に不安定な土砂及び立木が土石流となって流出する危険性が極めて高い状況にある。

本件事業は、本溪流の下流に位置する家屋等を保全対象として、不安定な土砂に対する安全性を確保するとともに、100 年超過確率日雨量の豪雨により流出する計画流出量 10,495 m<sup>3</sup>の土石流を捕捉及び抑制することを目的として、本溪流に砂防えん堤、流木捕捉工、溪流保全工及び管理用道路を整備する事業であり、本件事業の完成により、豪雨時における土砂災害を防止し、本溪流下流域の住民の生命、財産及び公共施設の保全に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は工事の実施に当たり、騒音及び振動に配慮し、低騒音型・低振動型建設機械を使用するほか、作業時間に規制を設けるなどの対策を講ずることとしている。

本件事業により影響を受ける可能性がある希少な動植物について、起業者が令和元年 11 月に任意で実施した学識経験者による現地調査等によると、動物については、鳥取県レッドデータブックにその他の保護上重要な種として掲載されているヒコナミザトウムシ、カジカガエル、ヒヨドリ等が確認されたほか、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルバノサワトウガラシ、鳥取県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているコ克蘭が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、改変範囲が少ないことなどから生息又は生育環境に与える影響は軽微であると予測されている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺跡等が確認された場合は、起業者は八頭町教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時に不安定な土砂及び立木が土石流となって流出する危険性が極めて高い状況にある本溪流において、土石流を捕捉及び抑制し、下流域の住民の生命、財産及び公共施設の保全を図ることを目的として、砂防法による砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成 16 年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防えん堤の建設位置については、最下流案（申請案）を含む

3案について検討が行われており、申請案は、取得必要面積は3案中で中位であるが、工事用道路の距離が短く、えん堤設置基数が最小であり、溪流保全工の延長も短いこと、施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、管理用道路のルートについても、採用された砂防えん堤の建設位置に基づき、溪流右岸沿いルート案（申請案）及び溪流左岸沿いルート案の2案での検討が行われており、申請案は、整備延長は長くなるが、盛土主体の計画であり、擁壁等の構造物が不要であること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、豪雨時に不安定な土砂及び立木が土石流となって流出する危険性が極めて高い状況にある本溪流において、土石流を捕捉及び抑制し、下流域の住民の生命、財産及び公共施設を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、八頭町長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。